○農林水産省告示第八百九十六号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

別表関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号の項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

○農林水産省告示第八百九十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第六項第四号の規定に基づき、同号の効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを次のように定め、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

租税特別措置法施行令第四十条の六第六項第四号の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

一　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定（同法第十三条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けていること。

二　農業経営基盤強化促進法第十四条の四第一項の規定による青年等就農計画の認定（同法第十四条の五第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けていること。

三　農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想に定められた同条第二項第二号に掲げる事項を満たしていること。

○農林水産省告示第八百九十八号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十二条の四第一項の規定に基づき、平成十九年三月三十日農林水産省告示第三百九十九号（租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

本則中「第四十二条の五第一項」を「第四十二条の四第一項」に改め、第一号中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改め、第三号中「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を「基本構想」に、「規定する農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」を「掲げる事項」に改め、第四号中「すべてを」を「全てを」に改め、同号イ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「第二条第三項第二号ニ」を「第二条第三項第二号ホ」に、「同号」を「同項第三号」に改め、同号ロ㈠中「第四十二条の五第三項」を「第四十二条の四第三項」に改め、同号ロ㈡中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

○農林水産省告示第八百九十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出に取り組む事業者向け対策事業のうち地域規模団体に係るものに限る。）
食料安全保障確立対策推進交付金
食料安全保障確立対策整備交付金
植物防疫事業交付金
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金（特定地域経営支援対策事業推進費補助金を除く。）
担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金（新規就農・経営継承総合支援事業費補助金に限る。）
被害農家営農資金利子補給等補助金
農業経営金融支援対策費補助金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費及び担い手経営発展支援金融対策事業費を除く。）
農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金
農業委員会交付金
農地利用最適化交付金
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
農地集積・集約化対策整備交付金
特殊自然災害対策整備費補助金
諸土地改良事業費補助
土地改良施設管理費補助
農業競争力強化基盤整備事業費補助
農村地域防災減災事業費補助
後進地域特例法適用団体補助率差額
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（農作業安全総合対策推進事業、普及指導活動課題解決技術習得支援事業、認証体制導入支援事業、ＩＣＴを活用した既存ＧＡＰの高度化支援事業、全国推進事業、薬用作物産地支援体制整備事業、地域特産作物産地確立支援事業及びいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業に係るものを除く。）
二　新しい野菜産地づくり支援事業推進費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）
三　茶改植等支援事業推進費補助金
四　飼料生産型酪農経営支援事業推進費補助金
五　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（ステップアップ情報に必要な生産性データの収集、優良遺伝資源の活用、高生産性新規種雄牛早期利用促進及び血縁構築のための基準豚導入に係るものに限る。）
六　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金
飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）
協同農業普及事業交付金
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（食品残さ等飼料利用体制構築事業及びエコフィード生産拡大支援事業に係るものに限る。）
牛肉等関税財源飼料対策費交付金
先端技術活用生産・流通体制強化対策事業費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）